

令和2年4月1日

学校法人東京電機大学の設置する学校の卒業生（校友会正会員及び準会員）で
神奈川県在住の皆さまへ

一般社団法人東京電機大学校友会
神奈川県支部
支部長 平山 文雄

神奈川県支部令和2年度総会について

桜花の候、会員各位におかれましては、神奈川県支部の活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

今年の気候は例年になく寒暖差の乱高下が激しく、又、新型コロナウイルスの感染拡大のため、その対応として不要不急の集団での会合等の自粛要請もあり、令和2年度の定時総会の開催に苦慮しているところでございます。

令和2年度総会につきましては、工学情報2020春号（4月10日発行予定）でアナウンスしておりますとおり5月9日（土）に開催を予定しておりましたが、現時点におきまして、断腸の思いのなか総会は延期させていただき、総会講演会は中止させていただくことといたしました。

今後、社会情勢として開催が可能となった場合には改めてご案内申しあげますが、多人数での開催が不可能な場合には、会則に従い、総会は出席人数をもって成立しますので、役員会を総会と読み替えて開催することといたします。

このような状況となってしまいましたが、令和2年度の定時総会で審議いただく内容につきましては、総会の決議要旨とともにメール書面にての提示若しくはHPへの掲出を予定していますので、何卒、ご理解いただけますようお願いする次第です。

今回の事態が終息するまでには未だその道のりが見えてまいりませんが、会員各位におかれましては、健康に十分留意されますようご祈念申しあげます。

なお、何かお気付きの点がございましたら、次のメールアドレスまでお届けくださるようお願いいたします。

神奈川県支部アドレス：tdu.kanagawa@gmail.com

以 上

【参考】 一般社団法人東京電機大学校友会神奈川県支部 会則 一抜粋一
(会合)

第9条 本会の会合は、次の通りとする。

- (1) 総会は原則として年1回支部長が招集し、会務報告、役員を選任、その他必要事項を審議する。
- (2) 役員会は必要に応じて支部長が招集し、会務を処理する。
- (3) その他支部長が必要と認めた場合、前2号以外の会合の招集をすることができる。

(決議)

第11条 総会及び役員会は、出席人数をもって成立し、決議は出席人数の過半数で決する。